

○ 強度行動障害特別処遇加算費について（平成16年1月6日障発第0106001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

新	旧
<p>障発第0106001号 平成16年1月6日 障発第1218003号 平成19年12月19日 最終改正 障発0820第4号 平成24年8月20日</p>	<p>障発第0106001号 平成16年1月6日 障発第1218003号 平成19年12月19日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>強度行動障害特別処遇加算費について</p>	<p>強度行動障害特別処遇加算費について</p>
<p>標記については、平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成15年4月1日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月21日厚生</p>	<p>標記については、平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成15年4月1日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月21日厚生</p>

労働省告示第 30 号) により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

強度行動障害特別処遇加算費実施要綱

1 目的について

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す措置児童等に強度行動障害特別処遇加算費（以下「特別処遇加算費」という。）を適用し、特別処遇を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もって障害児等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象者について

特別処遇加算費の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別紙 1 「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみ

労働省告示第 30 号) により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

強度行動障害特別処遇加算費実施要綱

1 目的について

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す者に強度行動障害特別処遇加算費（以下「特別処遇加算費」という。）を適用し、特別処遇を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もってこれらの者の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象者について

特別処遇加算費の適用の対象となる者は、知的障害児施設、第二種自閉症児施設の措置児童等であって、別紙 1 「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1

られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

3 対象施設について

特別処遇加算費の適用の対象となる施設は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

- (1) 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費国庫負担（補助）金について」（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知）の別表6及び別表7の職種別職員定数表に示す職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあつては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。
- (3) 心理指導担当職員（嘱託でも可）を1名以上配置していること。
- (4) 特別処遇加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。

点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた者であること。

3 対象施設について

特別処遇加算費の適用の対象となる施設は、知的障害児施設、第二種自閉症児施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

- (1) 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児の診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費国庫負担（補助）金について」（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知）の別表6及び別表7の職種別職員定数表に示す職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあつては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。
- (3) 心理療法を担当する職員（嘱託でも可）を1名以上配置していること。
- (4) 特別処遇加算費が適用された者の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。
なお、居室の収納設備等を除いた床面積は、個室にあつては6.6平方メートル以上、2人居室にあつては9.9平方メートル

(5) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

4 事業の実施について

特別処遇加算費の適用の対象となる措置児童等の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

5 その他の留意事項について

(1) 特別処遇加算費の適用の対象となる者が1人でも特別処遇加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。

(2) 特別処遇加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。

(3) 特別処遇加算費が適用された措置児童等については、重度障害児加算費の適用の対象外とする。

(4) 特別処遇加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。

6 特別処遇加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

また、本加算費を算定した都道府県知事は、別紙2「強度行動障害特別処遇加算費適用状況報告書」を翌年度の6月末日までに本職あて提出すること。

以上とすること。

(5) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

4 事業の実施について

特別処遇加算費の適用の対象となる者の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

5 その他の留意事項について

(1) 特別処遇加算費の適用の対象となる者が1人でも特別処遇加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。

(2) 特別処遇加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。

(3) 特別処遇加算費が適用された者については、重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費の適用の対象外とする。

(4) 特別処遇加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。

6 特別処遇加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

また、本加算費を算定した都道府県知事は、別紙2「強度行動障害特別処遇加算費適用状況報告書」を翌年度の7月末日までに本職あて提出すること。

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)